

あわら市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、あわら市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織等)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

子どもの保護者

子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対して資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。